

政策目的	以下のデジタル関係施策の推進に取り組み、住民の利便性の向上と住民行政の効率化を図る。
------	--

< 主な施策 >

1. 住民基本台帳ネットワークシステムの運営

- 住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築。
- 住基ネットによる行政機関への本人確認情報提供の件数は増加傾向となっており、これにより、従来、住民が各種行政手続の際に求められていた住民票の写し等の添付が省略されている。

2. マイナンバーカードの発行、交付及び管理

- マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全かつ確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得するための申請環境及び交付体制の整備を促進する。

3. 自治体情報システムの標準化

- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和 7 年度（2025 年度）までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。

4. 地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の強化

- 改正地方自治法に基づき、総務大臣指針を地方公共団体等に対して提示。
- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、助言を行うほか、国における情報セキュリティ対策の動向やデジタル化の動向等を踏まえ、有識者検討会での議論を経て、年度ごとに改定。

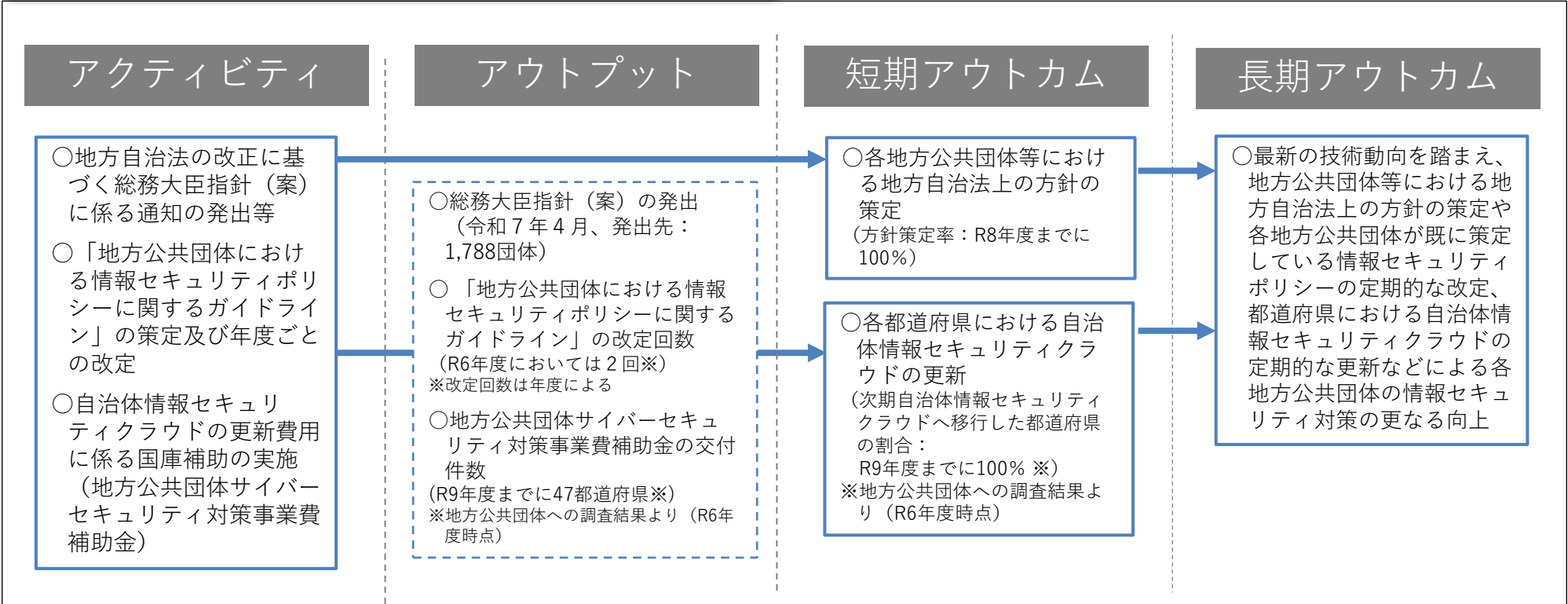
重点分野

地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の強化

1. 概要・背景

地方公共団体におけるDXを進めることが急務となる中で、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることなどから、住民情報等の機微な情報を保有し、国民生活に密接に関係する基礎的なサービスを提供している地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の更なる強化を図る必要がある。

2. 効果発現経路



3. 現状・課題

現状：改正地方自治法施行日（令和 8 年 4 月 1 日）までに、各地方公共団体等において地方自治法上の方針を策定
全都道府県において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行

課題：全地方公共団体等における地方自治法上の方針の策定及び公表
全都道府県における次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行費用の確保
（地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金の活用促進）

4. 今後の方向性

- 全地方公共団体等における確実な方針の策定と公表
 - 各都道府県における次期自治体情報セキュリティクラウドへの速やかな移行
 - ・ 都道府県に対し、地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金の活用を促進する。
 - ・ 令和 9 年度めどの移行に向けて、都道府県に対する適切な助言を行う。
- ※上記に限らず、地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の向上のために必要な施策を講じる。